

# 宇美町民間施設指定暑熱避難施設募集要領

## 1. 目的

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について、熱中症による健康被害を防止し、町民の生命と健康を守ることを目的に町内の民間施設（以下「施設」という。）をクーリングシェルターとして指定するため必要な事項を定める。

## 2. 実施内容

クーリングシェルターは、町民の休息場所として主に次の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する町民が適切に休息できる空間の提供及び休息用の椅子、ソファー等の準備（既設のもので可）
- (2) 空調の適切な管理・運用
- (3) 施設の出入り口等見やすい場所へのポスター等の掲示

## 3. 応募資格

応募資格は、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 町内に所在を有する施設
- (2) 適当な冷房設備を有する施設
- (3) 热中症特別警戒情報が発表されたときに開放することができる施設

## 4. 開放期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める熱中症警戒情報提供期間である、4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。なお、開放することができる日及び時間帯は、施設の実情に応じる。

## 5. 応募方法

クーリングシェルターの指定申込方法は次のとおりとする。

- (1) 申込期間  
随時受付
- (2) 申込方法

施設管理者は、「宇美町クーリングシェルター指定応募用紙（様式1）」に必要事項を記入して、宇美町役場環境課に提出（持参、郵送、電子メール等）する。

## 6. 物資の配布、情報の提供

町は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行う。

- (1) クーリングシェルター案内表示等の配布
- (2) 热中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 热中症特別警戒情報発表時の情報提供

## 7. 経費の負担

- (1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設側の負担とする。
- (2) 利用者が施設に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償を負わない。

## 8. クーリングシェルターの指定

### (1) 指定方法

申込みがあった施設のうち、「3. 応募資格」を満たすものを、町長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、町は施設の管理者との間において、協定を締結するものとする。

### (2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

### (3) 指定の公表

町が指定した施設については、町ホームページ等において公表する。

### (4) 指定の解除

町は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ①応募資格の条件を満たさなくなった場合
- ②施設より指定の解除の申し出があった場合
- ③公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合

### <問い合わせ先>

〒811-2192 宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 環境課

TEL : 092-932-1111 FAX : 092-933-7512

メール : [kankyou@town.umi.lg.jp](mailto:kankyou@town.umi.lg.jp)